

経営状況分析業務委託契約約款

令和元年5月27日改訂

申請者（以下「甲」という。）と受託者 ワイズ公共データシステム株式会社（以下「乙」という。）とは、経営状況分析に係る業務（以下「本件業務」という。）の委託に関して、次の条項の通り契約（以下、あわせて「本契約」という。）を締結する。

第1章 総 则

（契約の目的）

- 第1条 甲は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第27条の23（経営事項審査）第2項第1号に定められた、本件業務を、本契約に定めるところにより、乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲及び乙は、本件業務の遂行には甲乙双方の分担作業が必要とされる場合があることを認識し、互いに誠実に実施するとともに、相手方の作業の実施に対して誠意をもって協力する。

（定義）

- 第2条 本契約で用いる用語の意義は、次の通りとする。
- ① 「建設業法」とは、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）を指す。
 - ② 「経営状況分析」とは、建設業法第27条の24（経営状況分析）を指す。
 - ③ 「施行規則」とは、建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第14号）を指す。
 - ④ 「個人情報」とは、特定の個人を識別できる情報を指す。

（甲が乙に委託する本件業務の内容）

- 第3条 甲が乙に委託する本件業務は、次の各号で定める経営状況分析計算業務及び経営状況分析結果通知業務から構成されるものとする。
- ① 経営状況分析計算業務
甲が建設業法第27条の24（経営状況分析）第2項及び第3項に基づき乙に提出した書類を、乙が施行規則第21条の6（経営状況分析の実施基準）の実施基準により行う分析及び確認業務。
 - ② 経営状況分析結果通知業務
建設業法第27条の25（経営状況分析結果の通知）に基づき実施する分析結果数値の通知業務。

（甲の役割分担）

- 第4条 本件業務の遂行に当たり、甲は次の各号に定める役割を分担するものとする。
- ① 建設業法第27条の24（経営状況分析）第2項及び第3項の定めにより必要となる書類の提出。
 - ② 施行規則第21条の6（経営状況分析の実施基準）第2項の定めにより、勘定科目等に真正なものでない疑いがあるときに乙が甲に行う確認に対する調査及び回答。
 - ③ 施行規則第21条の6（経営状況分析の実施基準）第3項に基づき、乙が甲に行う聴取に対する調査及び回答、補正の求めに対する補正書類の再提出。
 - ④ 乙が甲に発送した経営状況分析結果の確認。
 - ⑤ 本項第4号において異議がある場合には乙への通知。
 - ⑥ その他、本契約の他の条項で定める事項及び乙が要請した作業への協力。

（契約の申込と委託料）

- 第5条 甲は乙に対し、乙の定める経営状況分析申請書等（以下、「申請書等」という。）を提出して本契約の申込を行う。
2. 甲は、本件業務に関する委託料を、申請書等を送付する前に、乙の指定する方法により支払う。なお、コンビニエンスストアの端末での結果通知書受取にかかる費用は、受取時に甲が支払う。
3. 本件業務に関する委託料金は、別紙に定める最新の発送可能日数・料金一覧表のとおりとする。最新の発送可能日数・料金一覧表は、<http://www.wise-pds.jp/>（乙のHP）に掲示することによって示す。
4. 甲が次の各号に該当する場合、乙の見積が通知された後に申込を行うものとする。見積にあたっては、乙は乙の裁量において甲に対し必要な資料の提供を求めることができる。
- ① 合併又は営業譲渡があった場合
 - ② 会社分割があった場合
 - ③ 経営再建があった場合（会社更生、民事再生、特定調停）
 - ④ 企業集団、持ち株会社の場合
5. 乙は、一旦甲から受領した委託料は返還しないが、次の各号に定める場合で、且つ、甲が返還を求めた場合には返還を行う。
- ① 甲が第5条第1項の申請を行わない場合。
 - ② 甲が第5条第1項の申請後、本契約成立前に撤回を求めた場合。
 - ③ 乙が第7条第1項により申請を不受理としたとき。
6. 前項の返還に要する費用は、乙が算出し甲が負担するものとする。

（申請書等の受理）

- 第6条 乙は、申請書等を受領した日の翌日より3営業日以内にその内容を確認し受理する。
2. 受領日とは、紙申請では当日17時まで、電子申請では当日15時までの受付分を当日、それ以降は翌営業日とする。

3. 乙は、甲が申請書等に関する補正等を行う必要がある場合、第1項の期間を伸長することができる。

（契約の不成立）

- 第7条 乙は、申請書等が受理できない重大な事由（暴力団関係者等が関与する場合、制限能力者、詐欺、強迫、公序良俗違反等）がある場合、前条の期間内に、甲に対し書面をもって受理できない旨の通知（以下「不受理通知」という。）を発送し、受領した申請書等を返還する。この場合、本契約は成立しない。
2. 乙の責めに帰すべき事由がある場合を除き、前項の書面を発送したときをもって不受理通知がなされたものとみなす。

（契約の成立）

- 第8条 乙が不受理通知を発送することなく第6条に定める期間を経過したときは、申請書等の受理日に遡り本契約が成立する。
2. 乙が第6条の期間経過前に、甲の委託した業務に着手した場合は、前項の契約が成立したものとみなす。

（納入物）

- 第9条 乙から甲への納入物は経営状況分析結果通知書(正2通又は正副各1通)とする。
2. 配送業者の配達記録、または、コンビニエンスストアの端末からの印刷記録をもって、甲が乙の納入物を受けた記録とする。
 3. 納入物を納入した後の危険は甲がこれを負担するものとする。
 4. 納入物は、甲が申請者本人の場合は申請者本人に発送する。代理・代行申請の場合は代理・代行申請者に発送するが、殊更に本人からの申し出がある場合には甲に発送する。
 5. コンビニエンスストアの端末での納入物受取を行う場合、甲は乙が納入物を納入した後、乙が指定する日数以内に受取を行う。

（取次と取次料）

- 第10条 取次とは、代理・代行申請者による申請書類提出前の確認、申請書類のデータ入力、申請者の紹介等を指す。
2. 本件業務に関する取次料金及びその支払に関する定めは<http://www.wise-pds.jp/>（乙のHP）に掲示するとおりとする。
 3. 乙は、取次料金及びその支払に関する定めを変更することがある。この場合には、変更後の定めによる。

（発送期限）

- 第11条 疑義項目の確認日時を要する場合、又は疫病、自然災害の発生及び発生の恐れがある場合の予防措置等により乙が第15条（甲が乙に委託する本件業務の内容）に定める業務の実施が困難であると判断した場合等の特別な事情がない限り、本件業務の分析結果発送期限は、別紙発送可能日数・料金一覧表に定めるとおりとする。最新の分析結果発送期限表は<http://www.wise-pds.jp/>（乙のHP）に掲示することによって示す。
2. 発送日数に遅延が生じた場合、乙は甲の疑義確認日数又は疫病、自然災害の発生及び発生の恐れがある場合の予防措置等による乙の休業日数分の免責を受け、それ以上の遅延については次段階発送可能日数料金への減額を行うことで免責されるものとする。
 3. 乙は、別紙発送可能日数・料金一覧表を変更することがある。この場合には、本サービスの提供条件は、申請日当日の定めによる。

（期限の変更）

- 第12条 乙は、本件業務が前条（発送期限）所定の期間内に終了できず、甲が希望する所定の納入期限通りに納入物を納入できないと判断した場合は、甲にその旨を申入れ、第22条（本契約の内容の一部変更）に定める手続に従って本契約を変更することができるものとする。
2. 乙の責に帰すべからざる事由、或いは甲の希望により、当該納入期限が変更され、第5条（契約の申込と委託料）所定の金額が不相当となった場合も同様とする。

第2章 本件業務の推進体制

（乙の業務従事者）

- 第13条 本件業務に従事する乙の従業員（以下「業務従事者」という。）の選定は、乙がこれを行う。
2. 乙は、労働法規その他の関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する本件業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行ふものとする。
 3. 業務従事者には、パート労働者、派遣労働者等、乙に関連するすべての業務従事者を含む。

（甲の主任担当者）

- 第14条 甲は、本契約締結前に、本件業務を円滑に遂行するため、本件業務の主任担当者1名を選任し、経営状況分析申請書の連絡先欄に所属等と氏名を記入し乙に通知する。この変更を行う場合には、あらためて書面をもって乙に通知する。
2. 経営状況分析申請書の連絡先欄に記載された氏名が複数の場合は、次の者を主任担当者とする。
 - ① 委任状がある場合は、連絡先欄に記載された申請代理人
 - ② 委任状がない場合は、連絡先欄に記載された甲の担当者

3. 前項第2号において、乙は便宜上、甲の申請代行者（行政書士）に確認することもあるが、書類等に修正が必要となる場合には、甲の修正印を必要とする。
4. 乙は、本契約に定めた事項のほか、本件業務遂行に関する甲からの要請、甲からの指示等の受理、及び乙から甲への依頼、その他日常的な甲との連絡、確認等は原則として甲の主任担当者を通じて行うものとする。
5. 甲の主任担当者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。
 - ① 第4条（甲の役割分担）第1号所定の本件業務の実施に際し、甲が乙に提出する書類に関する権限及び責任
 - ② 第4条（甲の役割分担）第2号及び第3号所定の本件業務の実施に際し、乙から要請された調査及び回答に関する権限及び責任
 - ③ 第5条（契約の申込と委託料）所定の委託料の支払時期及び支払方法に関する権限及び責任
 - ④ 第10条（取次と取次料）受領に関する責任と権限
 - ⑤ 第16条（経営状況分析結果の検収）所定の経営状況分析結果の検収に関する権限及び責任
 - ⑥ 第17条（資料等の提供及び返還）所定の資料等の提供及び返還に関する権限及び責任
 - ⑦ その他本契約の遂行に必要な権限及び責任

第3章 本件業務

（経営状況分析計算業務の実施）

- 第15条 乙は第3条（甲が乙に委託する本件業務の内容）に基づき経営状況分析計算業務を実施する。
2. 建設業法第27条の24（経営状況分析）第4項により、経営状況分析計算業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な報告又は資料の提出を中間で要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合にはすみやかにこれに応ずるものとする。また、申請書類に不備がある場合、その不備を乙が軽微と判断したときは、乙は甲の同意の下に必要な修正を行うこととし、重大と判断したときは修正を求めるができるものとする。

（経営状況分析結果の検収）

- 第16条 経営状況分析結果通知書については、甲は、乙が発行を行った日から30日以内（以下「検査期間」という。）に検査し、提出した資料との整合性、妥当性を確認しなければならない。分析結果が適合しない場合、甲の主任担当者は乙に対しその旨を直ちに通知し、補正を求めるものとする。
2. 検査期間内に甲から書面による異議の申出が乙の元に書面で到着しない場合は、検査期間満了時点をもって、或いは検査期間の満了前でも、甲が本件業務に関する経営状況分析結果通知書の添付による総合評定値の請求を行った場合はその請求時点をもってそれぞれ検収に合格したものとする。
 3. 前項の検査合格をもって、本件業務の検査完了とする。
 4. 検査期間内又は総合評定値の請求前に書面による異議申し立てなき場合は、乙は結果について免責されることとし、甲は損害賠償の請求ができない。

第4章 資料及び情報の取扱い

（資料等の提供及び返還）

- 第17条 乙から甲に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、甲は乙に対し、無償でこれらの提供を行う。
2. 甲が前項により乙に提供する資料等につき、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の本件業務の履行遅滞、納入物の瑕疵等の結果については、乙はその責を免れるものとする。
 3. 甲から提供を受けた資料等（次条第1項による複製物及び改変物を含む。）が本件業務遂行上不要となった場合は、全て乙の内規に基づき処分する。ただし甲が提出時に書面で返還を求めた場合は本件業務終了後、返還送付を行う。
 4. 本条第1項、第3項に伴う送料はすべて甲の負担とする。
 5. 前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、乙が甲に連絡をとる場合には、第14条（甲の主任担当者）に定める主任担当者に対して行うものとする。

（資料等の管理）

- 第18条 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変することができる。

2. 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、且つ本件業務以外の用途に使用してはならない。

（個人情報の取扱い）

- 第19条 甲は乙に対し、甲の有する個人情報を提供する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示しなければならない。
2. 乙は個人情報の提供を受けた場合、当該個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該個人情報を第三者に提供してはならない。
 3. 乙は、第1項に基づき甲より提供を受けた個人情報について、本契約の目的の範囲と、乙から甲への建設関連情報、行政書士関連情報の通知のみに使用し、複製、改変が必要な場合は、事前に甲から承諾を受けるものとする。
 4. 個人情報の提供、返却等授受については、第17条（資料等の提供及び返還）第5項を準用する。

第5章 保証及び責任

（保証及び責任の範囲）

- 第20条 納入物の甲による利用により、甲の何らかの権利を侵害したという理由で、甲が乙に請求を行った場合、甲の納入物の利用が本契約に違反しておらず、また甲の申請時の資料及びその後の対応に誤りがない場合で、乙が損害賠償責任を認めた際は、乙は甲の選択した第5条（契約の申込と委託料）所定の金額の2倍を限度として、甲の損害賠償額又はこれに相当する合理的費用を甲に支払う。但し、甲の責に帰する場合はこの限りでない。
2. 第16条（経営状況分析結果の検収）に基づく本件分析結果の検収完了後、瑕疵が発見された場合、甲及び乙はその原因について協議・調査を行うものとする。協議・調査の結果、当該瑕疵が乙の責に帰すべきものであると認められた場合、乙は無償で補修・追完を行うものとし、乙の責に帰すべきものでないと認められた場合には、甲は協議・調査によって乙に生じた費用を乙に支払うものとする。但し、本項による乙の責任は、本件業務の検収完了日から14日以内に請求があった場合に限るものとする。
 3. 本契約に関する乙の損害賠償その他の保証及び責任は、第25条（損害賠償）及び前各項に定めた範囲のものに限られる。

第6章 本契約内容の変更

（提出書類の変更）

- 第21条 甲が建設業法第27条の24（経営状況分析）第2項及び第3項に基づき申請書類を提出後、甲がその内容を変更しようとする場合は、事前に乙に對しその旨を申入れ、乙と協議しなければならない。
2. 乙は前項において、甲の財務諸表作成時における消費税込・抜の誤り、総合評定値請求時の指摘による修正変更請求については無償にて受託する。
 3. 乙は、第1項による変更が第5条（契約の申込と委託料）所定の金額及び同条に定める所定の期間等に影響を及ぼす場合は、次条に定める手続に従って本契約を変更することができるものとする。

（本契約の内容の一部変更）

- 第22条 本契約の内容の一部変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、変更契約を締結することによってこれを行うことができる。
2. ただし上記の変更が甲に有利な条件（委託料等の減額、発送期限の短縮等）の場合は、乙のみの判断で変更することができるものとする。

第7章 一般条項

（権利義務譲渡の禁止）

- 第23条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

（解除）

- 第24条 甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- ① 重大な過失又は背信行為があつた場合
 - ② 破産、会社更生、民事再生、特別精算、会社整理、競売、銀行取引停止など本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
 2. 甲及び乙は、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 3. 乙は、甲が第15条2項の必要な報告又は資料の提出及び求められた申請書類の修正を拒否した場合、並びに最初の要請から180日以内に提出及び修正がなされなかった場合は、本契約を解除することができる。
 4. 甲及び乙は、前各項により相手方より本契約の全部又は一部が解除された場合は、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

（損害賠償）

- 第25条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、相手方に対して第3項所定の限度内で損害賠償を請求することができる。
2. 前項の損害賠償請求は、本件業務の検収完了の日から14日以内に到達の書面をもって行わなければならない。
 3. 甲又は乙の本契約の履行に関する損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他名目の如何にかかわらず、第5条（契約の申込と委託料）に基づき甲が当初希望した所定の金額の2倍を限度とする。

（合意管轄）

- 第26条 本契約に関し、訴訟等の必要が生じた場合には、長野地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

- 第27条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

以上